平成２７年（フ）第６７号
愛媛県四国中央市川之江町1651番地12、前住所愛媛県四国中央市川之江町余木16番地
債務者　大平　　進
1　決定年月日時　平成27年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第６８号
愛媛県四国中央市三島金子３丁目１番44号金子南団地15号、前住所愛媛県四国中央市中曽根町2410番地１ガーデンハイツ201号
債務者　西島　朋章
1　決定年月日時　平成27年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第４６号
北海道小樽市山田町３番６号
債務者　松田　京子
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第４９号
北海道小樽市銭函２丁目25番12号、前住所札幌市西区琴似２条５丁目３番22―403号
債務者　西村　秀香
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第４５号
長野県飯田市北方349番地８
債務者　浅野　　修
1　決定年月日時　平成27年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第２７号
高知県四万十市古津賀3760番地　Ｄ－３
債務者　**西**原　幸人
1　決定年月日時　平成27年６月29日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第２８号
高知県四万十市中村羽生小路1336番地18
債務者　望月　四郎
1　決定年月日時　平成27年６月29日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第１２１号
青森市岡造道１丁目６番22号
債務者　木村　真治
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２８号
青森県むつ市小川町１丁目16番43号　松谷貸家
債務者　山崎　　豊
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５２号
山口県下松市東陽１丁目３番７号
債務者　栂野　圭亮（旧姓重岡）
1　決定年月日時　平成27年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第１０３号
青森市緑３丁目７番地10　Ｓハイツ102号
債務者　木村　　治
1　決定年月日時　平成27年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７２号
青森県黒石市長崎２―56―51　リュミエール長崎Ｃ－５号、住民票上の住所青森県黒石市大字板留字宮下３番地
債務者　佐々木　健
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第２９５号
熊本県菊池郡大津町大字杉水770番地75
債務者　吉永さとみ（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９６３号
名古屋市天白区植田南２丁目115番地　日映マンションⅡ３Ｂ、従前の住所愛知県愛知郡東郷町大字春木字音貝43番地47　グローリアス和合西304号
債務者　嶋田　玲子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５７７号
愛知県春日井市高座台２丁目２番地１　101号棟903号室
債務者　服部　久美（旧姓金井・鮫島）
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６００号
愛知県弥富市平島中２丁目63番地　フラワーパレスＢ―101
債務者　鍋島　　明
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６０１号
愛知県弥富市平島中２丁目63番地　フラワーパレスＢ―101
債務者　鍋島　文子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部